第47回コーデックス連絡協議会

日時:平成23年10月6日(木)

14:00 ~ 16:00

場所:霞ヶ関中央合同庁舎4号館2階

共用会議室 220 号室

議事次第

- 1.コーデックス委員会の活動状況
- (1) 最近コーデックス委員会で検討された議題について第 34 回 総会
- (2) 今後コーデックス委員会で検討される議題について

第19回 食品輸出入検査・認証制度部会

第33回 栄養・特殊用途食品部会

第43回 食品衛生部会

第6回 家畜の飼養に関する特別部会

2. その他

コーデックス連絡協議会 委員名簿

(敬称略 50音順)

いゎた しゅうじ 岩田 修二 前 サントリー(株) 品質保証本部 テクニカルアドバイザー

まにたけ かずま 鬼武 一夫 日本生活協同組合連合会 安全政策推進室 室長

かすみ たかふみ 春見 隆文 日本大学生物資源科学部農芸化学科 教授

かどま ひろし 門間 裕 (財)食品産業センター 参与

かんだ としこ 神田 敏子 前 全国消費者団体連絡会 事務局長

柴田 温 全国農業協同組合連合会 営農販売企画部 JAタウン推進室 室長

たかや さとし 高谷 幸 (社)日本食品衛生協会 常務理事

^{たなか ひろゆき} 田中 弘之 東京家政学院大学現代生活学部健康栄養学科 教授

^{はすぉ たかこ} 蓮尾 隆子 家庭栄養研究会 副会長

ひらかわ ただし 平川 忠 日本食品添加物協会 常務理事

ほその あきょし 細野 明義 (財)日本乳業技術協会 常務理事

中まうら やすあき 山浦 康明 特定非営利活動法人 日本消費者連盟 共同代表運営委員 兼 事務局長

まいけ のぶま 吉池 信男 青森県立保健大学健康科学部栄養学科 教授

ゎ だ まさえ 和田 正江 主婦連合会 副会長

第47回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成 23 年 10 月 6 日 (木) $14:00 \sim 16:00$ 霞 ρ 関中央合同庁舎 4 号館 2 階 共用会議室 220 号室

事務。	局等	事	務局等
事務局入口		(厚労) 山内室長 〇(消費者庁)米倉調査官 〇	
山浦 委員 〇			〇 鬼武 委員
門間 委員 〇			○ 細野 委員
和田 委員 〇			〇 神田 委員
高谷 委員 〇			〇 田中 委員
	〇 選尾 委員	〇 平川 委員	
	報道	関係者	
	傍聴	(80名)	
7		Γ	入口

FAO / WHO 合同食品規格計画

第34回 コーデックス総会

日時 : 2011年7月4日(月)~7月9日(土)

場所 : ジュネーブ(スイス)

議題

1.	議題の採択
2.	第 65 回執行委員会の報告
3.	FAO/WHO 地域調整部会の報告と地域調整国の指名
4.	手続きマニュアルの修正
5.	ステップ8の規格案と関連文書(ステップ6,7を省略するための勧告を付
	してステップ 5 で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ 5 で提出
	されたものを含む)
6.	ステップ5の規格原案と関連文書
7.	既存のコーデックス規格と関連文書の廃止
8.	コーデックス規格と関連文書の修正
9.	新規作業及び作業中止の提案
10.	総会、部会及び特別部会の報告から提起された事項
11.	財政及び予算に関する事項
12.	コーデックス委員会の戦略計画
13.	コーデックス委員会と他の国際組織との関係
14.	FAO 及び WHO から提起された事項
a)	コーデックスへの参加促進のための FAO/WHO プロジェクト及び信託基
	金
b)	FAO 及び WHO から提起されたその他の事項
15.	コーデックス委員会議長・副議長および執行委員会委員の選出
16.	コーデックス部会と特別部会の議長を指名する国および 2012 年-2013 年
	の日程の指定
17.	その他の作業
18.	報告書の採択

第34回コーデックス総会 概要

1. 開催日及び開催場所

日時:2011年7月4日(月)~7月9日(土)

場所:ジュネーブ (スイス)

2. 参加国及び国際機関

145 加盟国、1 加盟機関 (EU)、34 国際政府間機関及び非政府機関 (参加者 総数 625 名)

3. 我が国からの出席者

厚生労働省 大臣官房 参事官 木村 博承 農林水産省 消費・安全局消費・安全政策課 調査官 辻山 弥生 厚生労働省 医薬食品局食品安全部 参与 吉倉 廣 農林水産省 消費・安全局消費・安全政策課 課長補佐 近藤 喜清 厚生労働省 医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室 横田 栄一国際調整専門官 厚生労働省 医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室 井関 法子

序生力侧有 医架及叩问及叩及主即正凹目和味图际及叩主 开舆 伍丁

4. 主な審議結果

主要議題の概要は以下のとおり。

議題3 FAO/WHO 地域調整部会の報告と地域調整国の指名

事項	概要	議論の結果概要
地域調整部会の報告と地域調	各地域調整部会の結果報告と次期地域調整国の指名が行わ	各地域調整国から各地域調整部会の報
整国の指名	れる。アジア地域については前回のアジア地域調整部会にお	告がなされた。
	いて日本が次期地域調整国として指名されている。	事務局から、次期地域調整国として、
		各地域調整部会から以下の国が推薦さ
		れていることが紹介され、特段の議論
		無く、承認された。
		アフリカ:カメルーン
		アジア:日本
		欧州:ポーランド
		ラテンアメリカ・カリブ海:コスタリ
		カ
		近東:レバノン
		北米・南西太平洋:パプアニューギニ
		P

議題4 手続きマニュアルの修正

〈加工果実・野菜部会 (CCPFV) >

事項	概要	議論の結果概要
CCPFV の付託事項の修正案	第32回総会においてCCPFVに対し、その付託事項に、缶入	CCPFV の付託事項について、部会から提
	り、乾燥、冷凍製品及びジュース・飲料及びその関連製品を	出された修正案から"その関連製品"

含め、全種類の加工果実・野菜の規格及び関連文書を作成できるように付託事項を修正することについて検討要請があったため、CCPFVが付託事項の修正を検討し、付託事項の範囲を広げることで合意したもの。これに対し、EU等から、"その関連製品"という文言を加えると対象が広くなり過ぎるため、"その関連製品"という文言は削除すべきとのコメントが提出されている。

という文言を削除した修正を加えることが最終採択された。

"その関連製品"という文言を削除する決定について、ブラジルが留保を表明した。

議題5 ステップ8の規格案と関連文書(ステップ6,7を省略するための勧告を付してステップ5で提出されたもの及び 迅速化手続きのステップ5で提出されたものを含む)

Part 1 ステップ8、迅速化手続きのステップ5及びステップ5/8の規格案及び関連文書〈食品残留動物用医薬品部会(CCRVDF)〉

事項	概要	議論の結果概要
ナラシン (豚) 及びチルミコシ	豚に対して成長促進目的で使用されるナラシン及び鶏及び	案の通り最終採択された。
ン(鶏及び七面鳥)に対する最	七面鳥に対して抗生物質として使用されるチルミコシンの	ナラシンの MRL 採択について、クロア
大残留基準値(MRL)案	MRL 案。この案には筋肉、肝臓、腎臓、脂肪及び皮(鶏及び	チア、エジプト、EU、イラン、ノルウ
	七面鳥のみ) が含まれる。	ェー及びスイスが留保した。
		チルミコシンの MRL 採択について、ク
		ロアチア、エジプト及びイランが留保
		した。

〈抗菌剤耐性に関する特別部会(TFAMR)>

事項	概要	議論の結果概要
食品由来の抗菌剤耐性に係る	家畜などに抗菌剤を使用した結果生じる「抗菌剤耐性」が食	案の通り最終採択された。
リスク分析に関するガイドラ	品を介してヒトに与える影響についてのリスク分析を示し	特別部会の運営及び予定通りの作業の
イン案	たガイドライン案。文章の重複を排除する観点から、当初策	完了に対し、韓国が賞賛を受けた。
	定された個別の3つのドキュメント(リスク評価、リスクプ	
	ロファイル作成、リスク管理に関する指針)を統合して一つ	
	にとりまとめたもの。	

〈加工果実・野菜部会 (CCPFV) >

事項	概要	議論の結果概要
「乾燥ココナッツ」規格の改訂	1991年に策定された「乾燥ココナッツ」規格について、範囲	減少(reduced)の用語について、CCFL
原案	に加工用を追加するなど近年の貿易実態を踏まえた改訂原	の承認が得られなかったことから、こ
	案。	の点について若干の修正の上、最終採
		択された。
「マッシュルーム」規格の改訂	1981年に策定された「マッシュルーム」規格について、2009	原案の通り最終採択された。
原案(「野菜缶詰」規格の付属	年に策定された「野菜缶詰」規格の付属書として整理するも	monosodium glutamateの使用について、
書として整理)	(<i>O</i>) ₀	EU、ノルウェー、スイス及びケニアが 留保した。
		Caramel IV の使用について、EU が留保
		した。
		これに伴い、マッシュルーム缶詰規格
		(CODEX STAN55-1981)が廃止された。
「たけのこ缶詰」規格の改訂原	2003年に策定された「たけのこ缶詰」規格について、使用が	分析法のセクションに修正を加えた上

案	認められる原料(糖分、酢など)の追加、分析方法の明確化 で、最終採択された。
	などの改訂原案

〈ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会 (CCLAC) >

事項	概要	議論の結果概要
クラントロ・コヨーテの地域規	クラントロ・コヨーテの地域規格原案。	原案の通り最終採択された。
格原案		コロンビアが水分に関する規定が無い
		こと等に留保した。
ルクマの地域規格原案	ルクマの地域規格原案。	原案の通り最終採択された。
		コロンビアがサイズと等級の組合せ等
		の規定に留保した。

〈栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) >

事項	概要	議論の結果概要
栄養表示ガイドライン付属文	一般集団を対象としたビタミン及びミネラルの NRVs を設定	案の通り最終採択された。
書:一般集団を対象としたビタ	するための一般原則案。	
ミン及びミネラルの栄養参照		
量(NRVs)を設定するための一		
般原則案		

〈アジア地域部会 (CCASIA)〉

事項	概要	議論の結果概要
さご椰子粉の地域規格案	さご椰子粉(さごでん粉は含まない。)のアジア地域規格案。	案の通り最終採択された。
チリソースの地域規格原案	チリソース(トマトベースのものを含む。)のアジア地域規	CCFA及びCCFLから示された修正案を加
	格原案。	えた上で、最終採択された。

〈食品衛生部会 (CCFH)〉

事項	概要	議論の結果概要
鶏肉中の Campylobacter 及び	鶏肉における食品由来感染症の原因菌として最も一般的な	原案の通り最終採択された。
Salmonella 属菌の管理のため	Campylobacter及び Salmonella 属菌について、一次生産から	
のガイドライン原案	消費までの各段階における管理方法を整理したガイドライ	
	ン原案。	
ナチュラルミネラルウォータ	ナチュラルミネラルウォーターの国際衛生実施規範をコー	編集上の修正を加えた上で、最終採択
一の収集、加工、販売に係る国	デックスの食品衛生の一般原則に合わせるとともに、微生物	された。
際衛生実施規範の改訂原案	規格を食品中の微生物規格の設定と適用に関する原則の要	(注:これに伴い、ナチュラルミネラ
	件を考慮して整理した改訂原案。改訂に伴いナチュラルミネ	ル ウ ォ ー タ ー 規 格 (CODEX
	ラルウォーター規格 (Codex STAN 108-1981) の section4.4	STAN108-1981) の section4.4 が修正さ
	(微生物学的要件)を削除することで合意されている。	れた。)

〈油脂部会 (CCFO)〉

事項	概要	議論の結果概要
名前のついた植物油規格の修	パーム核ステアリン及びパーム核オレインの脂肪酸組成値	
正案:パーム核ステアリン及び	について、実態に合わせて範囲を広げる修正案。	エジプトが留保を表明した。

パーム核オレイン		
バルクでの食用油脂の保管及	各国の規制当局が、食用油脂を大型船で輸送する際に、前荷	案の通り最終採択された。
び輸送に関する実施規範:許容	として許容される物質を選定する際に利用する規準案。	コロンビアが留保を表明した。
される前荷に関する規準案		
バルクでの食用油脂の保管及	食用油脂を大型船で輸送する際に、前荷として許容される物	米国が採択に反対を示し、我が国を含
び輸送に関する実施規範:許容	質のリスト案及び原案。	め幾つかの国がこれを支持した。一方、
される前荷リスト案及び原案		CCFO の議長国であるマレーシアが最終
		採択を支持し、多くの国がこれを支持
		した。議論の結果、案及び原案の通り
		最終採択した上で、総会から CCFO に対
		し、JECFA での評価の重要性が高い物質
		を特定するために、本総会で採択され
		た規準に基づき当該リストをレビュー
		することを指示した。

〈分析・サンプリング法部会 (CCMAS)〉

事項	概要	議論の結果概要
測定の不確かさに関するガイ	「測定の不確かさに関するガイドライン」(CAC/GL 54-2004)	案の通り最終採択された。
ドライン改訂案	を適用する上で各国の助けとなる注釈(Explanatory Note)	
	を追加する改訂案。	

〈食品添加物部会 (CCFA)〉

事項	概要	議論の結果概要
食品添加物の一般規格 (GSFA)	食品添加物と食品群の組み合わせで、計 193 となる食品添加	食品分類 9.1.1 fresh fish から注釈 16
の食品添加物条項の案及び原	物条項案及び原案。	を削除する等の修正を加えた上で、最
案		終採択された。
		ブラジル、チリ、キューバ、エジプト、
		EU、ノルウェー、韓国及びスイスがそ
		れぞれ一部の食品添加物について留保
		した。
		オーストラリア及び米国が、上記修正
		について留保した。
GSFA 食品分類システムの改訂	GSFA 食品分類システムのうち、菓子類の分類を明確化するた	原案の通り最終採択された。
原案	め記述を改訂するもの。	
食品添加物の国際番号システ	各国で使用されている食品添加物等に国際番号(INS)を割	原案の通り最終採択された。
ム (INS) の修正原案	り当てるもの。既に掲載されている食品添加物についても、	
	記載方法の統一などの観点から記述が修正されている。	
食品添加物の同一性及び純度	第73回 JECFA において設定された、14の食品添加物及び167	原案の通り最終採択された。
に関する規格原案	の香料(新規及び改訂)に関する規格原案。	

〈汚染物質部会 (CCCF)〉

事項	概要	議論の結果概要
核果蒸留酒中のエチルカーバ	発酵食品及びアルコール飲料において自然発生する遺伝毒	原案の通り最終採択された。

メート低減のための実施規範	性発がん物質であるエチルカーバメートを核果蒸留酒中で	
原案	低減するための実施規範原案。	
食品及び飼料中のメラミンの	メラミンが混入した食品と容器包装からの移行によりメラ	多くの国が容器からの移行に関しては
最大基準値原案(乳児用調製	ミンが含まれる食品を区別するため、乳児用調製乳における	最大基準値から除外する注釈に懸念を
乳)	メラミンの最大基準値原案を作成するもの。調製粉乳を希釈	表明したため、原案をステップ 5 で採
	した際の最大基準値と整合性をとるため最大基準値を 0.15	択し、ステップ 6 のコメント要請に進
	mg/kg とすることで合意された。ただしメラミンの検出が食	め、CCCF において議論を継続すること
	品に接触する素材からの移行に起因することが証明された	となった。
	場合は、最大基準値を適用しない旨の注釈が付されている。	

〈残留農薬部会(CCPR)〉

事項	概要	議論の結果概要
農薬最大残留基準値(MRL)案	第43回CCPRで審議されたMRL案のうちステップ8で総会に	案の通り最終採択された。
及び改定案	諮られる4農薬のMRL案。	EU 及びノルウェーが haloxyfop 及び
		fluopicolide の使用に留保した。
MRL 原案及び改定原案	第 43 回 CCPR で審議された MRL 原案のうちステップ 5/8 で総会に諮られる 21 農薬の MRL 原案。	Omethoate を除き、原案の通り最終採択された。Omethoate については、原案をstep5 で採択し、部会で再検討することとされた。 EU 及びノルウェーが多くの MRL に対して留保した。
残留農薬の測定のための結果	分析結果の不確かさの推定に関するガイドライン (CAC/GL	原案の通り最終採択された。
の不確かさの推定に関するガ	59-2006) に関して、残留農薬分析に特化したガイダンスを	

イドラインの改訂原案 (CAC/GL	作る必要があることから、同ガイドラインに付属文書を追加	
59-2006)	するもの。	

〈魚類・水産製品部会 (CCFFP) >

事項	概要	議論の結果概要
フィッシュソース規格案	魚と塩(及び発酵を促進させる原料)を混合し発酵させた製	編集上の修正を加えた上で、最終採択
	品であるフィッシュソースの規格原案。なお、ヒスタミンに	された。
	関する基準については、CCFH が承認したとおり合意された	EU が Caramel III-ammonia caramel の
	が、今後、サンプリングプラン等に関する新規作業の Project	使用について留保した。
	document を作成する電子的作業部会を設置することが合意	
	された (議長国:日本、アメリカ)。	
魚類及び水産製品に関する実	魚類及び水産製品に関する実施規範のうち、くん製魚に関す	編集上の修正を加えた上で、最終採択
施規範原案(くん製魚を含むそ	るもの。なお衛生に関する部分は CCFH へ承認のため送られ	された。
の他のセクション)	る。	
魚類及び水産製品に関する実	魚類及び水産製品に直接使用される水に対して塩素を使用	原案の通り最終採択された。
施規範のセクション3.4.5.1	する場合、残留量が飲用水の場合を超えない様にするべきで	
(水)の修正原案	あり、「高濃度の塩素の使用は一次生産から消費でのフード	
	チェーンの中で規制当局の承認対象となる」との記載を追加	
	すること、「海水に塩素を使用する場合はクロラミン等の副	
	生成物が生成する可能性に注意を払うこと」との脚注をつけ	
	る修正案。	
急速冷凍フィッシュスティッ	急速冷凍スティック規格に関して、魚の漁獲時期、成熟度等	原案の通り最終採択された。

クの規格修正原案	により窒素係数に変動があるため、窒素係数の表は平均的な	
	窒素係数であることを明記した上でテラピアの窒素係数を	
	2.88 として表に加えること、バリエーションを考慮し	
	+/-10% を認めることを明記する規格の修正原案。	

〈生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) >

事項	概要	議論の結果概要
ツリートマトの規格案	ツリートマト (又はタマリロ) のサイズ、等級分け等を規定	編集上の修正を加えた上で、最終採択
	した規格案。	された。
チリペッパーの規格原案	規格の対象を一部の商業品種に限定するのではなく様々な	辛さに関する表示を任意表示とする等
	品種を対象とするとともに、サイズ分け、消費者のために辛	の修正を加えた上で、最終採択された。
	味に関する表示等を規定した規格原案。	

〈食品表示部会 (CCFL) >

事項	概要	議論の結果概要
任意又は義務的に常に表示される栄養成分リストに関する栄養表示ガイドライン改定案		案の通り最終採択された。 マレーシアがトランス脂肪酸に関する
	肪酸の摂取量の水準が公衆衛生上の懸念となっている国は、	

	<u> </u>	
	栄養表示においてトランス脂肪酸の表示を考慮する必要が	
	ある」旨を記載することとする改定案。	
モダンバイオテクノロジー応	1993 年以降、CCFL において議論がなされてきた「遺伝子	編集上の修正を加えられた上で、最終
用食品に対応する適切なコー	組換え/遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示に関す	採択された。
デックステキストの編纂の提	るガイドライン」の策定について、第36回CCFL(2008年)	
言案	において、ガイドライン原案を「提言案(Recommendations)」	
言未	に代えて議論がなされてきたもの。	
	本提言案の題名を「モダンバイオテクノロジー応用食品に	
	対応する適切なコーデックステキストの編纂の提言案」と	
	し、「目的」及び「考慮すべきこと」の項目に加え、既存の	
	10 テキストを「適切なコーデックステキストの編纂」の項目	
	にリストアップし、「モダンバイオテクノロジー」の用語の	
	定義を脚注とした提言案。	

〈近東アジア地域調整部会 (CCNEA)〉

事項	概要	議論の結果概要
路上販売される食品の地域実 施規範原案	路上で販売される食品の地域実施規範。	原案をステップ 5 で採択した上で、ステップ 8 で留め置き、CCFH に対して承認を求め、CCFH で特段のコメントが無ければ CCNEA に戻すことなく第35回総会で最終採択にかけられることとなった。
ハリッサの地域規格原案	ハリッサ(唐辛子ペースト)の地域規格原案。	原案から分析法のセクションを除いた ものが最終採択され、CCMAS 及び CCFL に対して承認を求めることとなった。

ハルワ・テヘミアの地域規格原	ハルワ・テヘミアの地域規格原案。	原案から分析法のセクションを除いた
案		ものが最終採択され、CCFA、CCMAS 及び
		CCFL に対して承認を求めることとなっ
		た。
		エジプトが、ステップ 5 で採択し更な
		る検討を行うことを求めつつ、ステッ
		プ 5/8 での採択に留保した。

Part 2 最終採択に諮るその他の文章

〈食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要	議論の結果概要
GSFA の乾燥果実の保存料と抗	CCPFV から「乾燥ココナッツの規格に適合する食品に対して	案の通り最終採択し、例外について注
酸化剤についての食品添加物	保存料、抗酸化剤として使用される食品添加物は亜硫酸のみ	釈 135 が修正された。
条項の改訂	である」との見解を受けて、GSFA の注釈にその旨を追記する	
	もの。	
GSFA 前文第 4 項「食品中の添	第 32 回総会において、コーデックスの個別規格で引用され	案の通り最終採択された。
加物のキャリーオーバー」の改	ている「キャリーオーバーの原則」を GSFA 前文第 4 項「食	
訂	品中の添加物のキャリーオーバーの原則」の用語に置き換え	
	ることが決定されたため、GSFA の前文の記載を修正するも	
	の。	
「食品添加物の分類名及び国	親食品添加物(例:リン酸類などその中に複数の食品添加物	案の通り最終採択された。
際番号システム」(CAC/GL	を含むもの)には技術的目的を記載しないこと、新規の INS	
36-1989) のセクション1の	番号をつけるなど、INS における記載方法の統一の観点から	

「INSのレイアウトについての	必要な修正を行うもの。	
説明文」の改訂		

〈分析・サンプリング法部会 (CCMAS)〉

事項	概要	議論の結果概要
異なるステップのコーデック	メラミンの分析法、乾燥ココナッツの規格、食物繊維の分析、	案が、アルゼンチン提案による修正を
ス規格における分析法の承認	チリソースの規格、ナチュラルミネラルウォーターの規格、	加えられた上で、最終採択された。
	乳・乳製品の規格、砂糖・蜂蜜の規格及び油脂の規格に関し	
	て、更新を含め 120 以上の分析法の承認。	

〈魚類・水産製品部会 (CCFFP) >

事項	概要	議論の結果概要
魚類及び水産製品に関する実	OIE からの提案を受けて魚類及び水産製品に関する実施規範	案の通り最終採択された。
施規範(CAC/RCP 52-2003)のセ	のセクション 6(水産養殖製品)の序言の一部を修正するも	
クション6(水産養殖製品)の	の。	
序言修正		

Part 3 総会で保留されている規格及び関連文書

〈食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

事項	概要	議論の結果概要
牛ソマトトロピン (BST) の最	乳分泌促進効果のある BST の MRL 案。	幾つかの国から MRL の決定が遅れてい
大残留基準値(MRL)案	前回第 33 回総会でも、加盟国からの具体的な要請がなされ	ることについて懸念が示され、次回総

	てないことから、議論は全くせず、引き続きステップ8のま	会において議論されることとなった。
	ま保留された。	このため、コーデックス事務局が、本
		件の歴史的経緯や JECFA の評価の概要
		等をまとめたドキュメントを準備する
		こととなった。
ラクトパミンの最大残留基準	成長促進作用のあるラクトパミンの MRL 案。	米国、カナダ、メキシコ、多くのアフ
値(MRL)案	第32及び33回総会において、コンセンサスが得られず、ス	リカ諸国等が案の採択を支持する一
	テップ8で保留されているもの。非公式な会合(Friends of	方、EU 及びそのメンバー国、ノルウェ
	the Chair meeting)を通じて、事態の解決に向けた方策を	一、中国、ロシア並びに多くの旧ソ連
	模索した上で、今回の総会で議論することとされている。	諸国等が採択に反対し本件作業の中止
		を求め、議論が膠着状態となった。
		米国が投票による MRL 採択を求めた
		が、投票による MRL 採択を望むか否か
		を確認する投票において、投票による
		MRL 採択という解決法が否定されたた
		め、本件はステップ8に保留された。

議題6 ステップ5の規格原案と関連文書

〈食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要	議論の結果概要
食用塩に関する食品規格の改	汚染物質やサンプリング方法に関する項目の更新、コーデッ	案の通りステップ5で採択された。
訂原案(CODEX STAN 150-1985)	クス手続きマニュアルの「個別食品規格の様式」との整合を	

図る改訂原案。	

〈残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	議論の結果概要
農薬の最大残留基準値 (MRL)	第 43 回 CCPR で審議された MRL 原案のうちステップ 5 で総	案の通りステップ5で採択された。
原案	会に諮られる3農薬のMRL原案。	
食品・飼料分類の改定原案(熱	熱帯及び亜熱帯性果実類(皮を食すもの)と熱帯及び亜熱帯	案の通りステップ5で採択された。
帯及び亜熱帯性果実類(皮を食	性果実類 (皮を食さないもの) に関するコーデックス分類の	
すもの)、熱帯及び亜熱帯性果	改定原案。	
実類 (皮を食さないもの))		

〈魚類・水産製品部会 (CCFFP) >

事項	概要	議論の結果概要
急速冷凍ホタテ貝柱の規格原	急速冷凍ホタテ貝柱の規格原案。水分を添加した場合の原材	案の通りステップ5で採択された。
案	料リストへの記載及び割合の表示については、引き続き部会	
	で議論することとされている。	
生鮮/活及び冷凍アワビ	生鮮/活及び冷凍アワビ(Haliotis 属)の規格原案。Part	案の通りステップ5で採択された。
(Haliotis属) の規格原案	Ⅰが活アワビに、PartⅡが生鮮及び冷凍アワビに適用され	
	る。アワビは採取海域によって貝毒汚染のリスクがあるため	
	採捕する国の当局がリスク評価を行いリスクがある場合に	
	はモニタリングを行う旨の記述を加えることで合意。	

〈生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) >

事項	概要	議論の結果概要
ザクロの規格原案	ザクロのサイズ、等級分け等を規定した規格原案。	案の通りステップ5で採択された。

〈食品表示部会 (CCFL) >

事項	概要	議論の結果概要
栄養参照量(NRVs)の定義に関	CCNFSDU からの依頼に基づき、「栄養表示に関するガイドライ	案の通りステップ5で採択された。
する提言案	ン」(CAC/GL 2-1985)に、栄養参照量 (NRV) に関する定義を	
	規定するもの。「科学的データに基づく数値」である旨を新	
	たに追加した案が提案されている。	

議題7 既存のコーデックス規格と関連文書の廃止

〈食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要	議論の結果概要
食品添加物の一般規格 (GSFA)	第43回CCFAで廃止が合意された食品添加物条項の承認。	案の通り廃止が承認された。
の食品添加物条項		

〈残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	議論の結果概要
農薬最大残留基準 (MRL)	既存の 13 農薬の MRL の廃止。	案の通り廃止が承認された。

勧告農薬分析法	勧告農薬分析法 (CODEX STAN 229-1993) の廃止。(今後は	インド等いくつかの国が、コーデック
(CODEX STAN 229-1993)	IAEA に対し、ホームページに掲載されている分析法を維	スの枠組みの中から農薬分析法のリス
	持・更新するよう要求するとともに、IAEA のホームページ	トが無くなることへの懸念を表明した
	をコーデックスのホームページに直接リンクを張ることで	ことから、本勧告農薬分析法は廃止せ
	合意)	ず、維持することとなった。
		一方、総会から CCPR に対し、農薬の分
		析に用いることが適切な方法かを判断
		するクライテリアの策定の可能性を検
		討するよう要求することが合意され
		た。

〈魚類・水産製品部会 (CCFFP) >

事項	概要	議論の結果概要
くん製魚に関する勧告国際実	魚類および水産製品に関する実施規範案(くん製魚のセクシ	案の通り廃止が承認された。
施規範(CAC/RCP 25-1979)	ョンおよび関連する定義)が採択された場合に廃止する。	

議題8 コーデックス規格と関連文書の修正

〈既存のコーデックス規格と関連文書の編集上の修正〉

事項	概要	議論の結果概要
実施規範の題名	いくつかの実施規範についている Recommended と	案の通り採択された。
	International を題名から削除し、地域実施規範については	
	「Regional Code(地域名)」と修正するもの。	
関連文書の題名	地域ガイドラインについて題名を「Regional Guidelines (地	案の通り採択された。

	域名)」と修正するもの。
蜂蜜の規格	蜂蜜の規格 (CODEX STAN 12-1981) の参照先を(CODEX STAN 案の通り採択された。
	12-1987)に修正するもの。

〈汚染物質部会(CCCF)〉

事項	概要	議論の結果概要
ナチュラルミネラルウォータ	3.2.17 界面活性剤、3.2.18 農薬および PCB、3.2.19 ミネラ	案の通り採択された。
ー の 規 格 (CODEX STAN	ルオイル、3.2.20 多環芳香族炭化水素は安全と品質のどち	
108-1981) からセクション	らを規定しているのかについて議論がなされた。	
3.2.17~3.2.20 に関する注釈	議論の結果、上記の物質はナチュラルミネラルウォーターの	
の削除	規格で LOQ(定量限界)を下回ることと規定されており、こ	
	の濃度では安全の懸念がないと考えられるため、「適切な分	
	析方法が確立するまでの間、一時的に指示される」旨の注釈	
	を削除するもの。	

<油脂部会 (CCFO) >

事項	概要	議論の結果概要
「オリーブ油及び精製オリー	ハロゲン化溶剤の最大含有量の規定を汚染物質のセクショ	案の通り採択された。
ブ粕油」規格の汚染物質のセク	ンに保持しつつ、CCCF にハロゲン化溶剤が GSCTFF に含まれ	
ションの修正	る汚染物質かどうか検討を依頼。	
	(第5回 CCCF では、ハロゲン化溶剤は汚染物質ではなく加	
	工助剤として取り扱うことで合意。また、オリーブ粕油製造	

	における当溶剤の使用が果たして必要かどうかについて	
	CCFO に検討を依頼することに合意。)	
個別規格における付属書の"自	油脂製品の個別規格における付属書の voluntary	案の通り採択された。
発 的 適 用 (Voluntary	application の用語の取扱いについて検討。各国とも付属書	
Application)"の取扱い	のデータは削除するのではなく、付属書のデータに合致して	
	いない製品もこの規格に適合しているものとみなす旨の記	
	述を付属書の voluntary application の記載の代わりに記載	
	することで合意。	

〈食品添加物部会(CCFA) >

事項	概要	議論の結果概要
食品中の食品添加物使用の情	総会から食品添加物部会にこれらの文書の廃止または修正	案の通り採択された。
報(CAC/MISC 1-1989)と食品添	の必要性について CCFA に検討を要請するもの。	
加物摂取のシンプルな評価の		
ガイドライン (CAC/GL		
03-1989)		

〈食品衛生部会(CCFH)〉

事項	概要	議論の結果概要
ナチュラルミネラルウォータ	微生物の基準についてはナチュラルミネラルウォーターの	同規格のセクション 4.4 の記述を"販
ー の 規 格 (CODEX STAN	収集、加工、販売に係る国際衛生実施規範(CAC/RCP 33-1985)	売されている間、ナチュラルミネラル
108-1981)からセクション 4.4	の改訂原案に含める決定がなされたことから、ナチュラルミ	ウォーターは、ナチュラルミネラルウ

を削除	ネラルウォーターの規格から削除するもの。	オーターの収集、加工及び販売に関す
		る衛生行動規範の付属書Iに規定され
		ている微生物に関するクライテリアを
		満たさなければならない"という文言
		に置き換えることが合意された。

〈食品表示部会(CCFL) >

事項	概要	議論の結果概要
栄養・健康強調表示に関するガ	栄養素含有量の条件を示した表について、その記載位置をセ	案の通り採択された。
イドライン(CAC/GL 23-1997)	クション 5. 栄養素含有量強調表示に変更すると共に、その題	
の表の記載位置及び題名の修	名を「栄養素含有量強調表示の条件を示した表」へ修正する	
正	もの。	
モダンバイオテクノロジー応	モダンバイオテクノロジー応用食品のリスク分析に関する	案の通り採択された。
用食品のリスク分析に関する	原則 (CAC/GL 44-2003) の注釈 8 を修正するもの。	
原則の注釈8の修正		

〈魚類・水産製品部会(CCFFP) >

事項	概要	議論の結果概要
個別規格のセクション 5 の参	既存の 17 の個別規格について、セクション 5 の参照を廃止	案の通り採択された。
照の修正	された個別の実施規範から魚類・水産製品の実施規範	

Ī	(CAC/DCD 52-2002) 〜 核正士スまの	
	(CAC/RCP 52-2003)*~修正9 るもの。	

〈生鮮野菜・果実部会(CCFFV) >

事項	概要	議論の結果概要
生鮮果実・野菜の個別規格中の	生鮮果実・野菜の個別規格における「丁寧な採取」に関する	案の通り採択された。
"丁寧な採取(carefully	規定は、その遵守状況を検査で検証できないため、当該用語	
picked)"の用語の取扱い	の取扱いについて個別規格間で整合性を図りつつ検討する	
	もの。	

〈食品残留動物用医薬品部会(CCRVDF) >

事項	概要	議論の結果概要
参照の修正	魚類・水産製品の実施規範(CAC/RCP 52-2003), 食肉の衛生	案の通り採択された。
	実施規範(CAC/RCP 58-2005), 抗菌性物質耐性の最小化及び 抑制のための実施規範(CAC/RCP 61-2005)の参照先を、新た	
	に策定された食料生産動物への動物用医薬品の使用に関連 して各国が食品安全保証のための規制プログラムを設計・実	
	施するためのガイドライン(CAC/GL 71-2009)に修正するも	
	の。	

〈栄養・特別用途食品部会 (CCNFSDU) >

事項	概要	議論の結果概要
参照の修正	既存の規格(CODEX STAN 72-1981 及び CODEX STAN 156-1987)	案の通り採択された。

の参照先を新たに策定された乳幼児用調整粉乳の衛生実施 規範(CAC/RCP 66-2008)に修正するもの。

議題9 新規作業及び作業中止の提案

一新規作業—

〈食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

事項	概要	議論の結果概要
残留動物用医薬品分析のため	コーデックスが既に策定済みの CAC/GL 71-2009 (個別分析法	提案の通り新規作業として承認され
の一斉分析法の性能特徴の策	を基本的に対象としたクライテリアを含む) と同様のクライ	た。
定に関するガイダンス (食料生	テリアを一斉分析についても策定するための新規作業提案。	
産動物への動物用医薬品の使		
用に関連して各国が食品安全		
保証のための規制プログラム		
を設計・実施するためのガイド		
ライン(CAC/GL 71-2009) の付		
属文書)		
JECFA による評価及び再評価が	モネパンテル、モネンシン及びデラカンテルに加え、アプラ	提案の通り新規作業として承認され
必要な動物用医薬品の優先リ	マイシン、アモキシシリン、ナラシン、ラクトパミン、トリ	た。
スト	クラベンダゾール及びイベルメクチンを優先リストに収載	
	する。	

〈栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) >

事項	概要	議論の結果概要
乳幼児用の精製穀物加工食品	乳幼児用の精製穀物加工食品の規格基準に新たに低体重児	提案の通り新規作業として承認され
の規格基準 (CODEX STAN	用のパートを挿入し、穀物含有量、エネルギー密度、最小タ	<i>†</i> c.
74-1981)への低体重児用の新	ンパク含有量などの条項を含む文書を作成する新規作業提	
規 Part B の挿入	案。	

〈アジア地域調整部会 (CCASIA) >

事項	概要	議論の結果概要
テンペの地域規格	テンペの地域規格策定についての新規作業提案。	提案の通り新規作業として承認され
		た。
ドリアンの地域規格	ドリアンの地域規格策定についての新規作業提案。第 31 回	新規作業として承認されたが、CCFFV で
	総会において CCFFV から新規作業提案がなされ、CCFFV に国	扱うべきとの執行委員会からの勧告に
	際規格の新規作業提案をするために必要な貿易及び貿易障	従い、CCFFV にて国際規格として扱うこ
	害に関する情報が提供されなかったことから検討ができず、	ととなった。ただし、2012 年 9 月の
	CCASIA の新規作業として提案されるもの。	CCFFV において国際規格の策定が出来
		ないと判断された場合は、2012 年 11 月
		の CCASIA において地域規格として作業
		を継続することとなった。
海苔製品の地域規格	主にアジア地域で製造・貿易されている海苔製品の地域規格	提案の通り新規作業として承認され
	を策定する新規作業提案。	た。
		中国の求めに応じ、韓国は、ステップ3
		のコメント要請のための地域規格原案

の作成に関心国を招くこととなった。

〈食品衛生部会 (CCFH) >

事項	概要	議論の結果概要
食肉における人畜共通感染症	食肉において人獣共通感染症の原因となる寄生虫であるト	提案の通り新規作業として承認され
を起こす特定寄生虫	リヒナ(Trichinella spiralis)及び無鉤嚢虫(Cysticercus	た。
(Trichinella spiralis 及び	bovis) を管理するためのガイドラインを作成する新規作業	米国は、当該寄生虫は公衆衛生上の懸
Cysticercus bovis) の管理の	提案。	念が低いため、本件作業を支持せず、
ためのガイドライン		OIE において行われているトリヒナに
		関する作業の完成を待つべき旨発言し
		た。0IE は、本ガイドライン策定作業に
		おいて CCFH に協力する旨発言した。
生鮮果実・野菜に関する衛生実	生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範の付属文書として、メ	提案の通り新規作業として承認され
施規範のメロンに関する付属	ロンに関する付属文書を作成する新規作業提案。	た。
文書		多くのスペイン語圏の国が、本件に関
		する物理的作業部会においてスペイン
		語が使用されなかったことに懸念を表
		明した。

<油脂部会 (CCFO) >

事項	概要	議論の結果概要
魚油の規格	貿易量、貿易障害等に関するデータを補足して、魚類及び甲	提案の通り新規作業として承認され

	殻類から得られる魚油の規格を作成する新規作業提案。	た。
名前のついた植物油規格の修	米ぬか油のデスメチルステロール、脂肪酸組成等の新たな実	提案の通り新規作業として承認され
正: 米ぬか	態データを踏まえて、実態に合うように規格を修正する新規	た。
	作業提案。	

〈分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

事項	概要	議論の結果概要
国際食品貿易におけるサンプ	市場流通前の手段による紛争発生の低減のため、輸出食品が	提案の通り新規作業として承認され
リング及び検査の原則案	輸入国の要求を満たすことを確認するために輸出国が行う	た。
	予防措置及び、輸入時点におけるサンプリング及び検査の原	
	則を作成する新規作業提案。	

〈汚染物質部会 (CCCF) >

事項	概要	議論の結果概要
コメ中のヒ素の最大基準値	米に含まれるヒ素について最大基準値を策定する新規作業	提案の通り新規作業として承認され
	提案。最大基準値の対象となる化学種を「無機ヒ素」とする	た。
	か、「総ヒ素」とするかは、今後の検討作業の中で明確にし	我が国から、当該新規作業においては、
	ていくこととされている。	各国からコメ中の無機ヒ素の汚染実態
		データ等を収集し、関連するコーデッ
		クスの原則に従って最大基準値が策定
		されるべきである旨発言した。

〈ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会 (CCLAC) >

事項	概要	議論の結果概要
パネラの地域規格	パネラの地域規格策定についての新規作業提案。	執行委員会からの勧告に従い、国際規
		格として新規作業の開始が承認され
		た。
		このため、活動を休止していた砂糖部
		会(CCS)が再開され、コロンビアがホ
		スト国を務めることとなった。

〈魚・水産製品部会 (CCFFP) >

事項	概要	議論の結果概要
生及び活二枚貝の規格におけ	バイオトキシンのスクリーニング法に関するパフォーマン	CCFFP において参照法及び確認法のク
るバイオトキシンのスクリー	スクライテリア/パラメーターを作成する新規作業提案。	ライテリアを策定途中であることに配
ニング法に関するパフォーマ		慮するとの理解の下、マウスバイオア
ンスクライテリア/パラメータ		ッセイ法に関する言及を削除した上
<u> </u>		で、新規作業として承認された。
魚類及び水産製品に関する実	魚類及び水産製品に関する実施規範に新たにキャビアのセ	提案の通り新規作業として承認され
施規範 (キャビアのセクション	クションを作成する新規作業提案(キャビアの規格 (CODEX	た。
の作成)	STAN 291-2010) の補足となるもの)。	

〈生鮮野菜・果実部会 (CCFFV) >

事項	概要	議論の結果概要

ゴールデンパッションフルー	ゴールデンパッションフルーツの品質に関する規格を策定	提案の通り新規作業として承認され
ツの規格	する新規作業提案。	た。

〈食品表示部会 (CCFL) >

事項	概要	議論の結果概要
有機食品の生産に使用可能な資材の追加	有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン(CAC/GL 32-1999)に、スピノサド、炭酸水素カリウム、オクタン酸銅、エチレンのかんきつ類の成熟及びパイナップルの開花誘発のための使用を追加するための新規作業提案。	た。

〈加工果実・野菜部会 (CCPFV) >

事項	概要	議論の結果概要
急速冷凍野菜の規格	CCPFV の付託事項を修正し、全種類の急速冷凍野菜に関する	提案の通り新規作業として承認され
	規格を策定する新規作業提案。	た。
果実缶詰の規格	CCPFV の付託事項を修正し、全種類の果実缶詰に関する規格	提案の通り新規作業として承認され
	を策定する新規作業提案。	た。

〈残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	議論の結果概要
農薬に関する優先リストの設	JMPR に評価を依頼する残留農薬の優先リストを更新するも	提案の通り新規作業として承認され
定	の。	た。

一作業の中止一

<油脂部会 (CCFO) >

事項	概要	議論の結果概要
「オリーブ油及び精製オリー ブ粕油」規格のリノレン酸含有 量の修正	オリーブ油及び精製オリーブ粕油について、リノレン酸含有量が 1.0%を超えるものの取扱いを規定する脚注の記載について議論したところ合意には至らず、当該作業を中止することで合意。	提案の通り作業の中止が承認された。

〈食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要	議論の結果概要
GSFA の食品添加物条項の案及	食品添加物条項の案及び原案作成作業のうち第43回CCFAで	提案の通り作業の中止が承認された。
び原案	中止が合意されたもの。	食品分類 02.1.2 におけるカロテノイド
		規定については、更なる検討のため
		CCFAに差し戻した。

〈食品表示部会 (CCFL) >

事項	概要	議論の結果概要
「包装食品の表示に関するコ	定義についての作業を中止して、「モダンバイオテクノロジ	提案の通り作業の中止が承認された。
ーデックス一般規格」の修正案	ー」を除く3つの用語の定義について削除し、「モダンバイ	
	オテクノロジー」の定義については「モダンバイオテクノロ	
	ジー応用食品のリスク分析に関する原則」(CAC/GL 44-2003)	
	を参照する旨について、本食品表示部会で作成した「モダン	
	バイオテクノロジー応用食品に対応する適切なコーデック	
	ステキストの編纂の提言案」の脚注に記載する修正案。	

〈乳・乳製品部会 (CCMMP/CAC) >

事項	概要	議論の結果概要
プロセスチーズの規格原案	第 33 回総会で規格作成の中止が合意され、地域調整部会に 地域規格の必要性と作成の範囲を議論するよう求めていた もの。 アジア地域調整部会では規格の策定作業は中止すべきとの 結論で合意した。	継続を支持する意見が対立し、議論の 結果、作業の中止の決定を次回総会ま

議題 10 総会、部会及び特別部会の報告から提起された事項 総会からの要請に関連する事項

事項	概要	議論の結果概要
トレーサビリティ/製品トレー	CCFICS からの勧告を踏まえ、第32回総会で地域調整部会に	地域調整部会の見解を CCFICS に回付
スのガイドラインの策定	対してさらなるガイドラインが必要であるか否かを議論す	し、CCFICS において、新規作業として
	ることを要請したもの。	の可能性を検討することとなった。
	アジア地域調整部会、北米南西太平洋地域調整部会及びラ米	
	カリブ海地域調整部会ではトレーサビリティに関する更な	
	るガイドラインは不要との結論で合意した一方、欧州地域調	
	整部会及び近東地域調整部会では必要との結論で合意。な	

	お、アフリカ地域調整部会は本件に係る勧告をしなかった。	
家畜の飼養に関連するコーデ	第 33 回総会で既存のリスク分析の原則の家畜の飼養への適	各部会での議論の結果が報告された。
ックス文書のレビュー	用可能性について関係する部会へ検討するよう照会したも	
	の。	
プライベートスタンダード	第 33 回総会で地域調整部会へさらなるプライベートスタン	WTO から SPS 委員会の中での議論の
	ダードに関する問題の分析と第 34 回総会で検討するための	状況が紹介され、議長により、コーデ
	勧告案を作成するよう照会したもの。	ックスは WTO、IPPC 及び OIE と密接
		な関係を維持し、プライベートスタン
		ダード策定機関をコーデックス会合に
		オブザーバーとして招くとの総括がな
		された。
物理的作業部会の新たなオプ	第 64 回執行委員会から提案のあった物理的作業部会の作業	議長から、地域調整部会における議論
ション	の改善について、第 33 回総会で地域調整部会に照会したも	が報告された。
	の。	
	アジア地域調整部会では物理的作業部会の運営は手続きマ	
	ニュアルにある関連ガイドラインに従いオープンであるべ	
	きとの結論で合意した。	
コーデックストラストファン	第 33 回総会で地域調整部会に対してさらなる検討を要請し	(議題 14 参照)
ドの中期レビューの結果	たもの。	
	なお、中期レビューの報告書では、TOR は変更すべきでな	
	い、目標2及び3(科学的根拠や自国意見を継続的に提出す	
	る国)を重視すべき、信託基金実施のモニタリングとアウト	

	プットの評価方法を検討すべき等の勧告がなされている。	
食肉製品の規格の改訂	個別食品規格における食品添加物条項と GSFA の整合性をとるためのフローチャートを作成する作業を継続し、フローチャート完成後に、5 つの食肉製品の規格における食品添加物条項を改訂するもの。	

他の部会から付託された問題

〈生鮮果実・野菜部会(CCFFV)〉

事項	概要	議論の結果概要
アンズタケの地域規格の改定	アンズタケの貿易は主に欧州内に限られ、貿易量も国際規格	CCFFV における議論の概要が紹介され
	を必要とするものではないことから、当該地域規格を国際規	た。
	格とする必要がないことが合意されたもの。	

〈魚類·水産製品部会(CCFFP)〉

事項	概要	議論の結果概要
GSFA における食品添加物規定	CCFA で採用された食用色素ベータカロテンの条項の注釈に	CCFFP における議論の概要が紹介され
	おいて魚への使用があるが、鮮魚への使用は偽装に使われ、	<i>†</i> c.
	鮮度について消費者が誤認するおそれがあると懸念を示し	
	たもの。	

議題 11 財政及び予算に関する事項

事項	概要	議論の結果概要
財政及び予算に関する事項	コーデックス財政及び予算に関して、2010-2011 期支出状況	会議資料に基づき、2010-2011 期会計、
	及び 2012-2013 期予算が報告される。	2010 年の支出及び昨年の執行委員会で
		提案のあったビジネスプランの様式に
		沿った内容について報告された。
		2012-2013 期予算については、FAO 及び
		WHO から、前期と同程度のレベルが維持
		される見込みである旨の説明があっ
		た。
		また、FAO/WHO 専門家会合などの科学的
		助言に必要な予算確保の重要性につい
		て指摘がなされ、加盟国による一層の
		支援を求めることとされた。

議題 12 コーデックス委員会の戦略計画

事項	概要	議論の結果概要
一般的な実施状況	2008-2013 年の戦略的計画の各項目について、担当部会、実	現行戦略的計画の実施状況について報
	施期限、実施状況等が報告され、第65回 CCEXEC の検討結果	告された。
	とともに議論される。	
新コーデックス戦略計画	第 33 回総会で次期の戦略計画を策定するために電子的作業	次期戦略計画については、議長及び副

(2014-2019 年) の準備	部会にて用意された質問に対する地域調整部会の回答が報	議長が作成した素案に基づき総会直前
	告され、第65回CCEXECの検討結果とともに議論される。	の執行委員会で議論がなされ、執行委
		員会のメンバーにコメントを求めた上
		で、第 66 回執行委員会において引き続
		き検討される旨の報告がなされた。

議題 13 コーデックス委員会とその他国際機関との関係

事項	概要	議論の結果概要
コーデックス委員会とその他	WTO、IAEA、OIE 等の国際政府間機関及び ISO 等の国際非政府	関係政府間組織(OIE、WTO、IAEA、
の国際機関との関係	間機関から、コーデックスの活動に関係する取組について報	OIV)及び非政府間組織(ISO)の関連
	告がなされる予定。	活動内容について報告された。
		OIE から、5 月の総会で Basic Text が改
		訂され、規格の採択におけるコンセン
		サスの原則等が一般規則で規定された
		こと、コーデックスとの合同規格の検
		討を含めた関係強化を続けていきたい
		こと、等の報告があった。我が国から、
		OIE と他の国際機関との協力強化に関
		連し、0IE における透明性のある書面手
		続き規則やリスク分析原則の必要性を
		発言した。総会は、コーデックスと OIE
		の緊密な関係の維持を支持する旨表明
		した。

議題 14 FAO 及び WHO から提起されたその他の事項

コーデックスへの参加促進のための FAO/WHO 合同計画及び信託基金

事項	概要	議論の結果概要
コーデックスへの参加促進の	コーデックス規格策定に参画する意思を有する発展途上国	信託基金の中間評価の勧告に対応した
ための FAO/WHO 合同計画及	に対し、その参加を支援するために信託基金を通じ旅費を支	提案に基づき議論された。
び信託基金	援する計画及び信託基金の状況等について報告される。	信託基金の目的としては、途上国のコ
		ーデックス会合への参加に焦点を当て
		続けるべきなどの意見が出され、特に
		目的1 (コーデックへの広範な参加)
		については、基準や手続きを明確化し
		た上でこれらの支援を進めていくこと
		とされた。

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 19 回食品輸出入検査・認証制度部会

日時 : 2011年10月17日(月)~10月21日(金)

場所 : ケアンズ (オーストラリア)

仮議題

1 .	議題の採択
2 .	コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項
3 (a) .	CCFICS の作業にかかる FAO 及び WHO の活動に関する報告
3 (b) .	CCFICS の作業にかかる他の国際政府機関の活動に関する報告
4 .	国内の食品管理システムにかかる原則及びガイドライン原案 (ステップ3)
5 .	その他の事項及び今後の作業
(a).	公的証明書の一般様式の証明事項に関する更なるガイダンスに係る 討議文書
(b).	新規作業の提案
6 .	次回会合の日程及び開催地
7 .	報告書の採択

第19回食品輸出入検査・認証制度部会(CCFICS)の主な検討議題

日時 : 2011年10月17日(月)~10月21日(金)

場所 : ケアンズ (オーストラリア)

主要議題の検討内容

議題4 国内の食品管理システムに係る原則及びガイドライン原案(ステップ4)

第32回コーデックス総会で承認されたこの作業の目的は、未だ国内食品管理システムが確立していない途上国だけでなく、すでに当該システムを確立している国の政府の双方にとって役立つ包括的な食品管理システムのフレームワークを提供することである。

本年3月に開催された物理的作業部会が作成した原案(CX/FICS 11/19/3)がすでに回付されている。

本文書は政府及びその担当部局(Competent Authority)が国内の食品管理システム(以下 NFCS という。)を作成、運用及び改善することを支援するためのものであるとIntroduction に明記し、また、一つのシステムがすべての状況において適切というのではなく、効果的な NFCS を達成するためには、国の状況に応じて、色々なアプローチが用いられることがありえるとしている。

本年3月に開催された物理的作業部会では、10の原則について議論が行われ、 この点についてはかなり整理された。また、原則の後、NFCSを設計及び実施す るための枠組みというセクションが続き、さらにその後"システムの特性"、"シ ステムの設計"、"システムの実施"及び"システムの継続的な改善"というサブセ クションがWGで提案されたが、時間不足のためその詳細な中身を議論できなか った。これらのサブセクションのなかには、原則を適用するためのガイダンス、 法規(legislation)、監視またはコントロールプログラム(inspection (control programmes))、アセスメント及び評価 (assessment and evaluation)、遵守及び 行政処分の執行 (compliance and enforcement)、ラボのスタッフを含むリソース (resources including laboratories, staff,)、トレーニング(training)、サーベイラ ンス、調査及び対応 (Surveillance, Investigation, Response)、利害関係者の参画 とコミュニケーション (Stakeholder Engagement and communication)、教育 (Education)及び国際的なコミュニケーション (International communication)の 要素について記述しようということは合意したが、各国が提案したテキストを どこに配置するかの作業はその後の電子的作業部会に任され、今回議論する文 書は事務局が各国から提出されたコメントを基に再編集したものである。

原案では、"システムの特性"として1)状況認識 (situational awareness)、2) pro-activity (環境中に存在する既知または新興のハザードが食品または食品加工チェーンのなかでリスクとして具体化する前に特定できる能力)及び3) capability to learn (継続的に情報を更新し、レビューしさらに解析するメカニズムを有すること)が提案されているが、我が国としては、"システムの特性"は他のセクションに移し、サブセクションを再整理する必要があると考えている。

この他、既存のCodex文書及びFAO、WHO文書との重複を避け、かつ各国様々な形式の食品管理システムが存在しうる実態を踏まえつつ、先進国及び発展途上国共に有益となる原則及びガイドラインの作成をめざして、我が国のシステムの実態も踏まえながら、適切に対応したい。

議題 5 その他の事項及び今後の作業

(a)公的証明書の一般様式の証明事項に関する更なるガイダンスに係る討議文書前回会合において米国より新規作業として提示された議題。今次会合では米国より討議文書が提示されており、「公的一般証明書のデザイン、生産、発行、使用に関するガイドライン」(CAC/GL 38-2001)に関連してより詳細な、適切な認証に関するガイダンスを作成すべきか検討することが提案されている。

米国の提案の詳細について聴取し、我が国にとって必要な認証を求めることができるよう対処して参りたい。

(b) 新規作業の提案

食品輸出国及び食品輸出施設が提出を求められる書類情報に関する提案 (提案国:コスタリカ)

食品輸出国及び輸出施設は、輸入国の規制当局から、検査システム、家畜衛生等の評価に関して様々な質問事項を受け取り、それが貿易上の障壁となっているとの問題意識から、輸出国等への質問事項に関する標準的な文書の構築を提案するもの。

討議文書が提示されていないことから、まずは提案の詳細について聴取し、 我が国が引き続き必要な情報を入手できるよう対処して参りたい。

「国内の食品管理システム」の規制面での実施状況のモニタリングに関する指標に係る討議文書(提案国:米国)

現在議論されている国内の食品管理システムに係る提案(議題4)を補完するため、各国の規制当局がシステムの規制面での実施状況を評価するに当たっ

て活用できる指標や手法についての原則及びガイドラインの作成を求める内容 となっている。

議題4の国内の食品管理システムに係る原則及びガイドラインを補完する性格であることを考慮し、まず議題4の議論の進展に注力する必要がある旨主張する。その上で、提案の詳細について聴取し、我が国が適切にシステムの評価を行うことができるよう対処して参りたい。

食品の安全に関する緊急事態への対応に関するガイドラインに係る提案 (提案者:国際酪農連盟 (International Dairy Federation))

酪農製品へのメラミン混入、放射性物質に関連した食品・飼料の問題、病原性大腸菌O104による食中毒など、食品の安全に関する緊急事態が生じていることを受け、そのような緊急事態への対応に関するガイドラインの策定を提案する内容。関連するガイドライン等はあるが、それらでは不十分との問題意識から、新たなガイドラインの新設又は既存ガイドラインの見直しを提案している。

提案の詳細について聴取し、既存ガイドラインでカバーされない内容があるのかどうかを含め、まずは作業の必要性をよく検討する必要があるとの立場で対応することとしたい。

FAO / WHO 合同食品規格計画 第 33 回栄養・特殊用途食品部会

日時 : 2011 年 11 月 14 日 (月) ~ 11 月 18 日 (金) 場所 : バート・ゾーデン・アム・タウヌス (ドイツ)

仮議題

1.	議題の採択
2.a)	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
b)	FAO 及び WHO からの付託事項
3.	コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量 (NRVs)の追加/改定原案 (ステップ4)
4 .	表示を目的とした食事に関係する非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量(NRVs)の策定と見直しについての原則(ステップ4)
4.a)	一般集団を対象とした食事に関係する非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量(NRVs)を設定するための一般原則案(ステップ4)
4.b)	栄養参照量 (NRVs)の改定原案
5 .	必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則 (CAC/GL 9-1987) の改定原案 (ステップ 4)
6.	乳児(6-12 ヶ月齢)及び幼児用の調整補助食品ガイドライン(CAC/GL 8-1991)の改定原案(ステップ4)
7.	乳幼児用の精製穀物加工食品の規格基準 (CODEX STAN 74-1981) に低体重 児用の新規 PartB を挿入することに関する討議文書 (ステップ4)
8.	フォローアップミルクのコーデックス規格 (CODEX STAN 156-1987)の見 直しについての提案
9.	その他の事項及び今後の作業
10 .	次回会合の日程及び開催地
11 .	報告書の採択

11月12日(土)9時~13時

乳児(6-12ヶ月齢)及び幼児用の調整補助食品ガイドライン(CAC/GL 8-1991)の 改定原案についての作業部会会合

11月12日(土)14時30分~17時30分

必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則(CAC/GL 9-1987) の改定 原案についての作業部会会合

第33回栄養・特殊用途食品部会(CCNFSDU)の主な検討議題

日時 : 2011 年 11 月 14 日 (月) ~ 11 月 18 日 (金) 場所 : バート・ゾーデン・アム・タウヌス (ドイツ)

主要議題の検討内容

議題3. コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養 参照量(NRVs)の追加/改定原案(ステップ4)

前回の会合において、2004年に作成された FAO/WHO によるガイドライン(ヒトの栄養におけるビタミン及びミネラルの必要量,第2版,FAO/WHO,2004)及び米国医学院(IOM: Institute of Medicine)のデータをもとにした試算結果が示されたが、データ不足から統一見解に至らなかったため、WHO/FAOに、ビタミンとミネラルの一日摂取参照量等の再調査結果について、信頼できる科学機関のデータと WHO/FAO のデータを比較の上報告することを、さらに WHO に食塩及びナトリウムの評価に併せてカリウムの一日摂取量の設定を要請することを合意した。

対象とするビタミン・ミネラルのリスト案については、ナトリウムとカリウムが追加された。今後は、WHO/FAOの報告を待って次回ステップ4で再検討される。

本件に関しては、我が国の食事摂取基準等を考慮しつつ、各国の事情に応じて柔軟な運用が可能となるよう注視し、リストが適切なものとなるよう対応したい。

議題4. 表示を目的とした食事に関係する非感染性疾患のリスクと関わりの ある栄養素の栄養参照量(NRVs)の策定と見直しについての原則

前回の会合において、序文については、議題3のビタミン及びミネラルのNRVsとの関係で修正がなされた。上限摂取量(UL)の定義については、[]付きのままとされた。また、非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量(NRVs-NCD)を設定する際の一般原則に関して、特にNRVs-NCDの科学的根拠の強度については、WHOが「食事、栄養、及び慢性疾患の予防:FAO/WHOの合同会議の報告書」(WHO TRS 916, ジュネーブ 2003 年)で使用された基準である"Convincing or Probable"を主張し、日本のほか複数の国が支持したが、EUは、"Convincing/Generally Accepted(確証的な又は広く認められた)"であるべきとし、米国は、"Convincing(確証的な)"のみを用いることを提案し、結果的に合意には至らず、"Probable"については[]付きとなった。

また、前回の会合では、作業部会で、一般原則の議論と並行して、ナトリウムと飽和脂肪酸の NRVs についても検討を行うことで合意された。

本件に関しては、我が国の制度との整合性も考慮しつつ、各国の取組み状況や国際的な動向等も留意しつつ、対応したい。

議題 5. 必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則 (CAC/GL9-1987) の改定原案 (ステップ 4)

前回の会合において、タイトルについては、「原則」を維持すべきか、「ガイドライン」と変更すべきか議論されたが、結論に至らず、改定原案全体が検討された後に再考することで合意された。定義については、必須栄養素におけるビタミン、ミネラルの記述の必要性、「栄養同等性」及び「強化」はWHOの定義を適用するのか、現在のコーデックスの定義をそのまま使うのか等について議論が行われたが結論に至らなかった。

原則については、新たに導入部分を入れ、この節を 2 分割することに同意した。義務的及び任意的な食品の栄養強化への原則の適用(2つの独立した原則を作るか、共通部分は同じ原則を適用し異なる点のみ該当する項の中でどちらかを特定するか)については、長時間議論が行われたが、結論に至らず、どのように提示し、体系化するかについてさらに検討することで合意した。

今後は、電子作業部会を立ち上げ、検討案を作成し、コメントを求め、、次回部会の直前に、物理的作業部会を開催することで合意された。

食品成分の改変は、健康及び安全の観点から必要な場合に限定するのが原則 との立場から、議論が正しい方向に進むよう適宜対応したい。

議題 6. 乳児 (6-12 か月齢) 及び幼児用の調整補助食品ガイドライン(CAC/GL 8-1991) の改定原案 (ステップ 4)

前回の会合において、タイトルに関しては、主に "complementary"と "supplementary"のどちらの用語を用いるべきかについて議論され、

"formulated complementary foods" とすることで合意された。このほか、ガイドラインの範囲や説明についても議論されたが、時間切れとなった。

今後は、電子作業部会によりさらに改定案を検討し、次回部会の直前に、物理的作業部会を開催することで合意された。

本件に関しては、我が国や各国の当該製品の規制等の実態を踏まえ、適切なガイドラインとなるよう対応したい。

議題 7. 乳幼児用の精製穀物加工食品の規格基準 (CODEX STAN 74-1981) に低 体重児用の新規 PartB を挿入することに関する討議文書(ステップ 4)

前回の会合において、WHOより途上国における低体重小児は、低体重もさることながら発育不全の問題もあることから、世界の低栄養児の問題の解決とはならず、今後作業を進める場合には慎重な検討が必要であるとの懸念が示された。しかしながら、タイをはじめとする複数の国が、本作業のコンセプトを支持し、

現行規格との関係やタイトル等の基本的事項について議論が行われた結果、現 行規格はそのままで、低体重児のための新規格パートBを作成することとされ、 規格原案を作成する電子作業部会の設置が合意された。

本件に関しては、当該規格の必要性の有無に留意しつつ、適切に対応したい。

議題 8. フォローアップミルクのコーデックス規格 (CODEX STAN 156-1987) の見直しについての提案

ニュージーランドからフォローアップミルクの規格 (CODEX STAN 156-1987) を改定する新規作業提案がなされ、次回部会までに討議文書をニュージーランドが作成することで合意された。適宜対応したい。

FAO / WHO 合同食品規格計画 第 43 回食品衛生部会(CCFH)

日時 : 2011年12月5日(月)~12月9日(金)

場所 : マイアミ(米国)

仮議題

1 .	
<u> </u>	議題の採択
2 .	コーデックス総会及びその他の部会からの食品衛生部会への付託事項
3 .	FAO、WHO 及び他の国際政府間機関から提起された事項
a)	FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議 (JEMRA) からの経過
	報告及び関連事項
b)	OIE (国際獣疫事務局)からの情報
4 .	食品中のウイルス制御に関する衛生実施規範原案(ステップ4)
5 .	食品中の微生物規準の設定と適用に関する原則の改定原案(ステップ4)
6 .	食肉における人畜共通感染症を起こす特定寄生虫(Trichinella spiralis
	及び Cysticercus bovis) の管理のためのガイドライン原案
7 .	生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範のメロンに関する付属文書原案
8 .	CCFH が適用するリスクアナリシスの原則と手順のレビューに関する討
	議文書
9 .	その他の事項及び今後の作業
a)	CCFH の業務の優先順位
	次回会合の日程及び開催地
10.	NIZIO I IEXO DI IEZO
6 . 7 . 8 . 9 . a)	食肉における人畜共通感染症を起こす特定寄生虫(Trichinella spiralis 及び Cysticercus bovis)の管理のためのガイドライン原案 生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範のメロンに関する付属文書原案 CCFH が適用するリスクアナリシスの原則と手順のレビューに関する討議文書 その他の事項及び今後の作業 CCFH の業務の優先順位

第43 回食品衛生部会 (CCFH) の主な検討議題

日時:2011年12月5日(月)~12月9日(金)

場所:マイアミ(米国)

主要議題の検討内容

1.食品中のウイルス制御に関する衛生実施規範原案(ステップ4)

オランダを議長国とする作業部会において、各国コメントを踏まえて修正された原案が議論される。なお、原案はこれまで電子作業部会において修正案が提示され本部会の前日(4日)に開催される物理的作業部会で最終的に取りまとめられる予定である。

原案では、食品中のウイルス、特にノロウイルス、A型肝炎ウイルスの制御に関する一般的な要件を本体部分に記載し、付属文書には、二枚貝と生鮮野菜・果実にそれぞれ特化した要件として生産段階での管理、輸送、加工段階での二次汚染の防止等について記載している。

前回の部会では、十分な議論を行う時間がなく、各国のコメント及び前日の物理的作業部会の成果を踏まえ、本部会において改めて議論されるものであり、これまで我が国からは作業従事者の症状消失後の作業への復帰の条件やウイルスを不活化させる加熱温度と時間等についてコメントをしているところ。

ノロウイルスや A 型肝炎ウイルスについては我が国でも重要な課題であり、各国の 意見も踏まえて、本ガイドラインが科学的に適切なものとなるよう対応したい。

2.食品中の微生物規準の設定と適用に関する原則の改定原案(ステップ4)

第 41 回の CCFH において新規作業の開始が合意され、前回会合では今後の作業方針を議論したのみで、ステップ 2 に差し戻された。本年 7 月フィンランドと日本を共同議長国とし、アイルランドにおいて開催された物理的作業部会が提示した修正原案をもとに議論が行われる。

本改訂作業は、新しいリスク管理に関する数的指標(食品安全目標(FSO) 達成目標(PO) 達成基準(PC))を設定することを可能とした新しい概念や、昨今の新たな微生物リスク評価の研究成果を適宜反映させることが目的である。

前回の部会では、物理的作業部会において、本体文書の更なる検討及び2つの付属 文書(微生物規準の設定および適用に関する実務的な事例、 微生物規準の設定(サ ンプリング計画の策定を含む)に関する統計学的かつ数学的な問題を扱う附属文書) を検討することとされていた。しかしながら、作業部会においては、本体文書の見直 しにほぼすべての時間を費やし、付属文書については項目等を示すのみとなっている。 科学的に適切かつ実行可能性のある文書となるように配慮しつつ、少なくとも本体 文書については早期に合意に達するよう対応したい。

3. 食肉における人畜共通感染症を起こす特定寄生虫 (*Trichinella spiralis* 及び *Cysticercus bovis*) の管理のためのガイドライン

前回会合で新規作業を総会に提案することに合意し、今年7月の総会で新規作業として承認された議題である。本年7月EUとニュージーランドを共同議長国として、アイルランドにおいて開催された物理的作業部会が提示した原案をもとに議論が行われる。

原案は CCFH で策定されたリスク管理の枠組みに沿って、リスク管理の初期作業、リスク管理オプションの特定と選択、管理措置の実施及びモニタリングと再評価の 4 つの要素に分けて、関連する内容が記載されている。

イノシシ科の肉における *Trichinella*(トリヒナ)については検討の結果、OIE における当該寄生虫の作業が終了するまで実質的に作業はできないことが明らかになったので、新規作業はその情報が得られるまで待つべきと考える。

牛肉における *Cysticercus bovis* (牛の無鈎嚢虫)については、本寄生虫が公衆衛生に及ぼす影響について科学的な情報が不足していること及び当該寄生虫の汚染率に応じた有効な食肉検査方法が確立されていないことから、これらに関する科学的な情報を収集する必要があると考える。

これらを踏まえ、当該ガイドラインが科学的に適切かつ実効可能性がある文書となるよう、適切に対応したい。

4. 生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範のメロンに関する付属文書原案

前回会合で新規作業として合意された議題である。本年6月カナダ及び米国を共同議長とする作業部会をオタワで開催し、当該付属文書の原案を作成して、ステップ3で提出されたコメントを踏まえ、本部会で議論が行われる。

本付属文書の構成は、一昨年作成した葉物野菜の付属文書を踏襲しており、完成度は高いテキストとなっている。

世界各国におけるメロンを原因とした食中毒の発生予防のため、実行可能でかつリスクを低減する上で効果的な付属文書となるよう、適切に対応したい。

FAO / WHO 合同食品規格計画

第6回家畜の飼養に関する特別部会

日時 : 2012年2月20日(月)~2月24日(金)

場所 : ベルン(スイス)

仮議題

1 .	議題の採択
2 .	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3 .	FAO、WHO その他国際政府間機関の活動に関する報告
4 .	リスク評価を飼料に適用するためのガイドライン案
5 .	飼料中の八ザードの優先順位リスト案
6 .	その他の事項
7 .	次回会合の日程及び開催地
8 .	報告書の採択

第6回家畜の飼養に関する特別部会の主な検討議題

日時 : 2012年2月20日(月)~2月24日(金)

場所 : ベルン (スイス)

本部会開催の経緯

家畜の飼養に関する特別部会は、2000年から2004年にかけて5回開催され、 適正家畜給餌規範(Code of Practice on Good Animal Feeding)を作成した。

その後、第 33 回コーデックス総会(2010 年)において、既存のリスク評価手法を飼料に含まれる各種ハザードにどのように適用すべきか記載した各国政府向けガイドラインを作成することを目的に、2011 年より特別部会を立ち上げ議論することとなった。具体的には、①リスク評価を飼料に適用するためのガイドライン及び②飼料中のハザードの優先順位リストを作成する予定である。

本部会は本件について検討を行う最初の会合となる。

主要議題の検討内容

議題4 リスク評価を飼料に適用するためのガイドライン案

飼料に含まれる生物学的及び化学的ハザードが食品を通じて人間の健康に及 ぼすリスクを評価する手法の枠組みを記したガイドライン案。

ガイドライン案は、ハザードが飼料から食品に移行するリスクの推定に焦点を絞り、ハザードの特定、ハザードの判定、暴露評価及びリスクの推定といったリスク評価の各段階の内容及び半定量的リスク評価の例から構成されている。本ガイドラインが、消費者の健康保護の観点から、科学的に適切なガイドラインとなるよう対応したい。

議題 5 飼料中のハザードの優先順位リスト案

畜産物を生産する動物の飼料中に存在する可能性があり、かつ畜産物中に移行する可能性がある生物学的又は化学的ハザードの特定及び優先順位付けを行うための実質的なガイダンスを、原則として管理当局に提供するための文書。

本文書案は、ハザードの優先順位付けの基準、飼料に含まれている可能性の あるハザードのリスト、優先順位付けの手順等から構成されている。

本リストが、各国にとって有用な参考文書として活用されるものとなるよう 対応したい。